

○総務省告示第百九十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月九日

総務大臣 山本 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1 総則</p> <p>[1 略]</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p>各基幹放送局に<u>使用させることのできる</u>周波数帯の中央の周波数（中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについて、次に掲げるチャンネル番号）</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>[3～12 略]</p>	<p>第1 総則</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p>各基幹放送局に<u>使用させることが</u>できる周波数帯の中央の周波数（中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについて、次に掲げるチャンネル番号）</p> <p>[ア～ウ 同左]</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>[3～12 同左]</p>

[第 2 ・ 第 3 略]

第 4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

[1 ・ 2 略]

3 基幹放送事業者の放送（4 による放送を除く。）

[(1) 略]

(2) 外国語放送

放 送 対 象 地 域	親 局		
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域	東 京	89.7	10
[略]	[略]	[略]	[略]

[注を削る。]

[第 2 ・ 第 3 同左]

第 4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

[1 ・ 2 同左]

3 基幹放送事業者の放送（4 による放送を除く。）

[(1) 同左]

(2) 外国語放送

放 送 対 象 地 域	親 局		
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域	東 京	76.1 ^(注) 89.7	10
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

^(注) 上段は現在割り当てられている周波数

を、下段は変更する周波数を表し、上段の周波数の使用は平成27年10月31日までに限る。

- 4 基幹放送事業者の放送（補完中継局による放送に限る。）

〔略〕

〔(1) 略〕

(2) 県域放送

中波放送の 放送対象地域	中波放送の親局の 送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数 (MHz)
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
沖縄県	那覇	那覇	$\frac{92.1}{93.1}$

〔(注1)・(注2) 略〕

第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹

- 4 基幹放送事業者の放送（補完中継局による放送に限る。）

〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 県域放送

中波放送の 放送対象地域	中波放送の親局の 送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数 (MHz)
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
沖縄県	那覇	那覇	$\frac{91.5}{93.1}$

〔(注1)・(注2) 同左〕

第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹

放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

〔1〕 略〕

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局		中継局			
	送信場所	周波数 （チャンネル 番号）	空中線電力 （kW）	送信場所 （チャンネル 番号）	周波数 （チャンネル 番号）	空中線電力 （kW）
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
熊本県	熊本	28	1	人吉 水俣 南阿蘇	17 20 20	0.01 0.1 0.01
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注〕 略〕

放送局に使用させることができる周波数等

1 日本放送協会の放送

〔1〕 同左〕

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局		中継局			
	送信場所	周波数 （チャンネル 番号）	空中線電力 （kW）	送信場所 （チャンネル 番号）	周波数 （チャンネル 番号）	空中線電力 （kW）
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
熊本県	熊本	28	1	人吉 水俣	17 20	0.01 0.1
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

〔注〕 同左〕

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）	
			親局	中継局
全国	東京	26	親局	10
			中継局	

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）	
			親局	中継局
全国	東京	26	親局	10
			中継局	

[略]	[略]	[略]	[略]
	(熊本) 熊本 人吉 水俣 南阿蘇	24 25 40 18	1 0.01 0.1 0.01
[略]	[略]	[略]	[略]

〔注〕 略]

〔2 略]

3 基幹放送事業者の放送

〔(1) 略]

(2) 総合放送（県域放送）

放送対 象地域	親 局		中 継 局		空中線電力 (kW)	
	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
熊本県	熊 本	41 42 47 49	1	人 吉	18 19 20 21	0.01
			水 俣	26 27 30 31	0.1	
			南阿蘇	21 23 25 27	0.01	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	(熊本) 熊本 人吉 水俣	24 25 40	1 0.01 0.1
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

〔注〕 同左]

〔2 同左]

3 基幹放送事業者の放送

〔(1) 同左]

(2) 総合放送（県域放送）

放送対 象地域	親 局		中 継 局		空中線電力 (kW)	
	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)		
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	
熊本県	熊 本	41 42 47 49	1	人 吉	18 19 20 21	0.01
			水 俣	26 27 30 31	0.1	
			南阿蘇	21 23 25 27	0.01	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	

〔(注1)～(注6) 略〕

〔(注1)～(注6) 同左〕

〔第6・第7 略〕

〔第6・第7 同左〕

備考 表中の「」の記載は注記である。